「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令案」に係る意見公募手続等の要否について

○　行政機関が定める命令等であって、行政手続法（平成５年法律第88号）第３条第２項各号のいずれかに該当するものを定める行為については、同法第６章の規定は適用されないことから、同法第39条第１項に規定する意見公募手続及び同法第43条第１項又は第５項に規定する結果公示の手続が不要となる。

○　「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令案」は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和７年法律第74号）の一部の施行のため、その施行期日を定めるものであり、行政手続法第３条第２項第１号に該当することから、同法第39条第１項に規定する意見公募手続及び同法第43条第１項又は第５項に規定する結果公示の手続が不要である。

【参照条文】

○行政手続法（抄）

（適用除外）

第三条　（略）

２　次に掲げる命令等を定める行為については、第六章の規定は、適用しない。

一　法律の施行期日について定める政令

二～六　（略）

３　（略）

第六章　意見公募手続等

（意見公募手続）

第三十九条　命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

２～４　（略）

（結果の公示等）

第四十三条　命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、当該命令等の公布（公布をしないものにあっては、公にする行為。第五項において同じ。）と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一～四　（略）

２～４　（略）

５　命令等制定機関は、第三十九条第四項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合には、当該命令等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、第一号に掲げる事項のうち命令等の趣旨については、同項第一号から第四号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合において、当該命令等自体から明らかでないときに限る。

一・二　（略）